

平成25年(家)第121号 面会交流申立事件

審 判

住所 鹿児島市

申 立 人

住所 鹿児島市

相 手 方

住所 鹿児島市

参 加 人

住所 相手方と同じ

未 成 年 者

主 文

1 当庁平成24年(家)第57号及び同第556号面会交流申立事件において確定した審判を取り消す。

2 相手方は、申立人に対し、平成25年4月以降、申立人と未成年者とを、以下の要領のとおり、面会交流させなければならない。

(1) 面会交流日

毎月第2日曜日と第4日曜日の毎月2回。ただし、申立人、相手方、参加人及び未成年者のいずれかに差支えのある場合には、申立人と相手方の協議により、これを変更することができる。

(2) 面会時間

午前10時から午後5時まで。ただし、申立人と相手方との協議によりこれを変更した場合には、この限りでない。

(3) 引渡方法

参加人は、面会場所まで未成年者を送迎するものとする。ただし、申立人と相手方との協議によりこれを変更した場合には、この限りでない。

(4) 面会場所

申立人の指定する場所。ただし、申立人と相手方との協議によりこれを変更した場合には、この限りでない。

(5) その他

ア 申立人は、面会交流の実施にあたり、以下の事項を遵守し、未成年者の福祉に慎重に配慮しなければならない。

(ア) 未成年者の体調に最大限配慮すること

(イ) 未成年者が相手方のもとに帰りたがるなど面会交流が負担であると感じるような状況になった場合には、面会交流を中断するなどして、その心身の状況について最大限配慮すること

(ウ) 未成年者の生活リズムを尊重し、午睡の時間を確保するなど生活習慣及び心身の状況について最大限配慮すること

(エ) 係属している離婚訴訟等の話題を避け、相手方の監護養育態度を批判していると受け取られかねないような発言を差し控えること

イ 申立人と相手方による協議が調った場合に限り、相手方は面会交流に立ち会うことができる。

ウ 参加人は、必要に応じ、申立人と相手方との間の日程調整等に関する協議の仲介を行うものとする。

理由

1 事案の概要

本件は、申立人が、未成年者を監護する相手方が当庁平成24年（家）第57号及び同第556号面会交流申立事件において確定した審判（以下「前審判」という。）によって定められた未成年者との面会交流（毎月1回、午前10時から午後5時まで。以下「本件面会交流」という。）について、平成25年4月以降

毎月2回に回数を増やすことを希望して、民法766条3項に基づき、子の監護について相当な処分をする審判を申し立てる事案である。

2 当裁判所の判断

(1) 本件及び関連記録（当庁平成23年（家口）第501号、第502号、同年（家イ）第77号、同年（家）第210号、第211号、平成24年（家イ）第322号、第408号、同年（家）第57号、第556号、同年（家ホ）第10号）によると、以下の事実が認められる。

ア 申立人と相手方は、平成21年12月12日に婚姻して同居生活を始め、平成22年5月29日に未成年者をもうけた。

イ 申立人と相手方は平成22年7月に口論となり、相手方は、未成年者を連れて実家に帰ったが、同年10月には自宅に戻った。その後、相手方は、同年12月31日に再び未成年者を連れて実家に帰り、以後、申立人とは別居している。

ウ 相手方は、平成23年2月15日、当庁に、申立人と離婚することを求める調停を申し立てた（当庁平成23年（家イ）第77号）。

エ 申立人は、相手方が未成年者を連れて実家に帰って以降、未成年者と面会することができなかつたため、平成23年3月11日、未成年者を申立人の両親に会わせて写真を撮りたいなどと申し入れて、未成年者の引渡しを受け、その後、相手方に対し、未成年者の返還を拒絶し、未成年者と実家で生活した。

オ 相手方は、平成23年3月23日、当庁に、未成年者の監護者を相手方と指定すること（当庁平成23年（家）第210号）及び未成年者の引渡し（当庁平成23年（家）第211号）を求める各審判を申し立てるとともに、これらを本案とする保全処分（当庁平成23年（家口）第501号、第502号）を申し立てた。

当庁は、平成23年5月2日、申立人による未成年者の引取りが違法であ

るとして、申立人に対し、相手方に対して未成年者を仮に引き渡すことを命じるとともに、未成年者の監護者を仮に相手方と定める保全処分をした。

相手方は、平成23年5月11日、申立人に対し、上記保全処分に基づく強制執行手続により未成年者の引渡しを求めたところ、申立人は、相手方に対して未成年者を引き渡した（未成年者の引渡しを求める上記審判の申立ては取り下げられた。）。

当庁は、平成23年8月9日、未成年者の監護者を相手方と定める審判をした。上記審判は、その後、申立人による福岡高等裁判所宮崎支部に対する即時抗告が同年10月7日に棄却されたことにより、同月8日に確定した。なお、申立人は、最高裁判所に特別抗告をしたが、これも同年12月21日に棄却されている。

カ 申立人は、相手方の協力のもと、平成23年9月17日及び同年12月21日に、未成年者と任意の面会交流をした。

キ 相手方の申し立てた離婚を求める上記調停事件（当庁平成23年（家イ）第77号）は、平成24年1月23日に不成立で終了した。その後、相手方は、平成24年2月3日、当庁に、申立人との離婚等を求める訴訟を提起した（当庁平成24年（家ホ）第10号）。同訴訟では、平成25年2月1日に弁論が終結され、同年4月5日に判決言渡し期日が指定されている。

ク 申立人は、平成24年1月25日、当庁に、申立人と未成年者が面会交流する時期、方法などについて定める審判を申し立てた（当庁平成24年（家）第57号）。当庁は、同年5月28日、上記申立てについて以下の内容の審判をし、同審判は同年6月15日に確定した。

相手方は、申立人に対し、申立人と未成年者とを、次の要領のとおり、面会交流させなければならない。

① 面会交流の日

毎月第2日曜日の午前10時から午後5時までとする。

② 代替日の定め

上記日時に面会交流を行うことができない場合には、その代替日として、当該月の第1日曜日、第1週及び第2週の祝日（なお、祝日が複数ある場合は早い順とする。）、第2土曜日、第1土曜日の順に、これを定める。

③ 面会交流の場所

申立人の指定する場所とする。

- ヶ 申立人は、平成24年5月29日、当庁に、申立人と未成年者が面会交流する時期、方法などについて定める調停を申し立てたが（当庁平成24年（家イ）第322号），当庁は、家事審判規則138条、142条に基づき、同年6月5日、調停をしない措置をした。
- コ 申立人は、平成24年6月29日、当庁に、申立人と未成年者が面会交流する時期、方法などについて定める調停を申し立てたが（当庁平成24年（家イ）第408号），同年7月26日、不成立で終了し、審判手続に移行した（当庁同年（家）第556号）。当庁は、同年10月5日、以下の内容の審判をし、同審判は同年10月23日に確定した。

相手方は、申立人に対し、申立人と未成年者とを、以下の要領のとおり、面会交流させなければならない。

(ア) 面会交流日

- a 每月第2日曜日。ただし、申立人、相手方及び未成年者のいずれかに差支えのある場合には、その代替日として、当該月の第1日曜日、第1週及び第2週の祝日（なお、祝日が複数ある場合は早い順とする。）、第2土曜日、第1土曜日の順に、これを定める。

- b 面会交流日は、原則として、上記(1)記載の日とするが、申立人、相手方及び未成年者のいずれかに特段の事情がある場合には、申

立人と相手方との協議により、上記(1)記載の日以外の日に変更することができる。

(イ) 面会時間

午前10時から午後5時まで。ただし、申立人と相手方との協議によりこれを変更した場合には、この限りでない。

(ウ) 引渡方法

申立人と相手方の協議により決められた者が、申立人の指定する場所に未成年者を送迎する。

(エ) 面会場所

申立人の指定する場所。ただし、申立人と相手方との協議によりこれを変更した場合には、この限りでない。

(オ) その他

a 申立人は、面会交流の実施にあたり、以下の事項を遵守し、未成年者の福祉に慎重に配慮しなければならない。

(a) 未成年者の体調に最大限配慮すること

(b) 未成年者が相手方のもとに帰りたがるなど面会交流が負担であると感じるような状況になった場合には、面会交流を中断するなどして、その心身の状況について最大限配慮すること

(c) 未成年者の生活リズムを尊重し、午睡の時間を確保するなど生活習慣及び心身の状況について最大限配慮すること

(d) 係属している離婚訴訟等の話題を避け、相手方の監護養育態度を批判していると受け取られかねないような発言を差し控えること

b 申立人と相手方による協議が調った場合に限り、相手方は面会交流に立ち会うことができる。

サ 申立人は、平成24年11月16日、当庁に、本件面会交流について、平

成25年4月以降毎月2回に回数を増やすことを希望して、調停を申し立てたが（当庁平成24年（家イ）第705号），平成25年2月20日，不成立で終了し，本件審判に移行した。

シ 相手方は，実家で実母（69歳）と同居して未成年者を監護しており，平成24年3月以降，日中，未成年者を保育園に預け，同年5月以降，午前8時から午後5時までパート職員として稼働している。

ス 申立人は，前審判に基づき，平成24年6月から平成25年3月まで毎月1回，未成年者と面会交流した。面会交流日の調整や未成年者の送迎については，参加人が協力した。

(2) 上記認定事実によると，本件面会交流は，前審判によって定められたものであって，その内容は，概要，申立人と未成年者が毎月1回（原則として第2日曜日）午前10時から午後5時までの間に面会交流し，毎回の具体的な日程や未成年者の引渡し方法等は申立人と相手方との間の協議に委ねるというものである。当裁判所も，前審判時において，前審判の定めた本件面会交流の内容は，当庁平成24年（家）第556号面会交流申立事件の審判書記載の理由と同様の理由で相当であると認める。

しかし，前審判以降も，順調に本件面会交流が実施され，平成24年6月から平成25年3月までの間毎月1回，合計10回もの本件面会交流が実施されたことが認められる。これら本件面会交流の中で，未成年者が次第に申立人に懐いてきたことが認められ，未成年者と申立人との間には，未成年者の健全な育成に資する父子関係が一定程度築かれたものと認められる。もうすぐ3歳になろうとする未成年者は，いまだ自分の意見を明確に示すことができるものではないが，一般的に物心がつき始める時期でもあり，未成年者にとって，良好な関係を築きつつ父親の存在は大切な存在であるというべきである。申立人が父親として果たす役割も大きくなる時期に差し掛かっている上，申立人が未成年者に対して強い愛着を有していることも認められる。未成年者にとって

も1か月に2回程度までであれば、いまだ対立する両親の間を行き來したとしてもその負担が重すぎるとまでは認められず、現段階では、未成年者の利益のために、平成25年4月以降、本件面会交流の回数を1か月に2回に増やす必要があると認めるのが相当である（民法766条3項）。そして、従前の本件面会交流の日程が原則として日曜日とされていたことに照らすと、毎月2回の面会交流の日程は、原則として、第2日曜日と第4日曜日とするのが相当である。

また、参加人は、従前から本件面会交流において日程調整や未成年者の送迎において従前から事実上協力してくれていたところ、毎月2回以上の面会交流であれば、本件面会交流の仲介者として協力することを約束していること（参加人提出の平成25年2月20日付け親族同意書）に照らすと、今後の本件面会交流を円滑に実現するためには、上記面会交流の回数増加に併せて、参加人を日程調整及び未成年者の引渡し等の仲介者として指定することが相当である。

なお、相手方は、申立人との間の対立が激しいことを理由に本件面会交流の回数を増やすことを拒絶する。しかし、上記のとおり、相手方と申立人が対立している現状においても、未成年者には申立人との面会交流を嫌がっている様子は認められない上、申立人と相手方との間の離婚訴訟事件も、平成25年4月5日に第一審の判決言渡しが予定されており、遅かれ早かれ申立人と相手方との間の対立問題にも一定の決着が見られる可能性がある。さらに、今後は本件面会交流において参加人の仲介が予定され、本件面会交流の実施が穩当に行われる可能性が高いことをも考慮すると、相手方の上記主張は採用できない。

また、平成25年3月15日に当庁で実施した申立人と未成年者の面会交流において、未成年者が相手方と離れることを嫌がり、申立人との面会交流において消極的な姿勢を見せたことが認められる（同月21日付けの当庁調査官による調査報告書）。しかし、いまだ3歳に満たない未成年者が、裁判所という慣れない環境の中で、普段から同居する母親（相手方）を頼るのは当然であつ

て、申立人が相手方よりも強い関係性を築けていないことをもって、面会交流の回数を増やすべきでないとはいえない。当庁における面会交流においても、申立人が未成年者を精一杯あやそうとしている上、未成年者もこれを積極的に嫌がることがなかったのであって、今後増える面会交流によって、申立人と未成年者の関係が進展する可能性が認められるというべきである。当庁における面会交流の結果は、上記判断を左右しない。

(3) よって、主文のとおり審判する。

平成25年3月29日

鹿児島家庭裁判所

家事審判官